

(別添4)

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十七号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(別添4)

改正後	改正前												
<p>一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割</p> <ul style="list-style-type: none"> 直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局 <table border="1" data-bbox="197 526 1066 893"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>電波の型式</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一、八九二・四MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九二四・二MHz </td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔二・三 略〕</p>	周波数	電波の型式	用途	一、八九二・四MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九二四・二MHz	〔略〕	〔略〕	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <table border="1" data-bbox="1155 526 2024 893"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>電波の型式</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇二MHz </td> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔二・三 同上〕</p>	周波数	電波の型式	用途	一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇二MHz	〔同上〕	〔同上〕
周波数	電波の型式	用途											
一、八九二・四MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九二四・二MHz	〔略〕	〔略〕											
周波数	電波の型式	用途											
一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇二MHz	〔同上〕	〔同上〕											
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>													

(別添4)

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。